

令和6年4月8日

保護者の皆様

愛媛県立松山聾学校長 川井 博樹

## お 願 い

### 特別警報、警報発令時の登下校について 災害時の対応について

#### I 特別警報、警報発令時の登下校について

台風や大雨等により警報、特別警報（数十年に一度の大雨等が予想される場合）が発令された場合は、次のとおりとします。

##### 1 対象となる特別警報又は警報等

「暴風特別警報、警報」「大雨特別警報、警報」「洪水警報」「避難指示（警戒レベル4）」

「暴風雪特別警報、警報」「大雪特別警報、警報」「地震（震度5以上）」

##### 2 登校前に松山市（学校所在地区）または居住地域・通学途中地域に特別警報又は警報等が発令されている場合

(1) 警報等が解除され、安全に登校できると判断がつくまで、自宅待機してください。

(2) 午前11時までに警報が解除された場合、保護者が安全を確認し、安全に十分配慮して登校させてください。（第5時限開始：小学部13:45 中学部・高等部13:35）

但し、午前8時～11時の間に解除となった場合は、給食はありませんので、昼食を済ませるか持参してください。

(3) 午前11時以降に解除された場合は、休みとします。

(4) 寄宿舎生が帰省中の場合は、上記「2-(1)(2)(3)」に準じます。

(5) 警報発令時の休みは「欠席」にはなりません。

※ 道路の寸断、公共交通機関の運休等、登校できない特別の理由がある場合は、学校へ連絡してください。安全面等のため保護者の判断で登校しない場合も、欠席扱いにはなりません。

##### 3 学校にいるときに特別警報又は警報が発令された場合

(1) 警報が発令された場合は、状況を見て、学校から皆様に御連絡した後、下校とします。

特別警報が発令された場合は、すぐに授業を中止し、幼児児童生徒の安全を確保した上で、皆様に御連絡いたします。

(2) 寄宿舎生は、警報発令が金曜日の場合、通学生と同様の対応とします。

(3) 単独下校の通学生は、帰宅後、学校（学級担任）へ連絡を入れてください。

##### 4 留意事項

(1) 居住地の市町等によって、状況が異なります。情報の確認をお願いします。

(2) 「まち COMI メール」でも、一斉配信を行います。御活用ください。

(3) 市町から発令される「警戒レベル」に関しては、レベル3（高齢者等避難）が発令されている場合、状況に応じて判断し、その都度連絡いたします。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報など
高 5	災害が発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保
レベル4までに必ず避難			
4	災害発生の恐れが高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害発生の恐れがある	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
低			

※レベル2、1は省略

警戒レベル4以上の場合は自宅待機をお願いします。  
警戒レベル3が発令されている場合の対応は、学校より、その都度連絡いたします。

## II 災害時の対応について

災害発生時の対応については、次のとおりといたします。御家庭でも御確認いただき、不測の事態に備えていただきますよう、お願いします。

### 1 幼児児童生徒、保護者、学校の基本的な対応について

当地への重大な被害の発生、幼児児童生徒が危険であると判断される大地震（震度5以上）及び津波が発生したとき、又はそのような大地震及び津波発生を予測する地震及び津波注意情報又は警戒宣言が発令されたとき。

	幼児児童生徒	保護者	教職員
登下校時	安全な場所へ一時避難します。その後、自宅か学校の近い方へ向かいます。	子どもの安否を確認し、通学路又は学校まで迎えに行きます。	保護者又は本人と連絡を取り、安否を確認します。状況により通学路まで迎えに行きます。
在校時	安全な場所へ一時避難します。その後、保護者の迎えを待ちます。	学校に迎えに行きます。	保護者の迎えがあるまで、幼児児童生徒を保護します。
在宅時	開校日 学校からの連絡を待ち、自宅で待機します。	学校からの連絡を待ち、幼児児童生徒を自宅で待機させます。	保護者又は本人と連絡を取り、安否を確認します。
	休業日 保護者とともに行動します。	幼児児童生徒とともに安全を確保します。	保護者又は本人と連絡を取り、安否を確認します。

### 2 対応の考え方として

大震災発生時は、保護者の皆様への連絡が困難になることが想定されますので、災害情報に応じた臨機応変な対応を図って参りますが、様々な混乱等が予測されることから、松山市の災害対策本部と連携を図り、対応を一部変更する場合があります。